

## 九重町特定教育・保育施設等利用者給食費補助金交付要綱

令和元年9月24日

九重町告示第71号

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に住所を有している3歳以上児の教育・保育給付認定保護者等に対し、町外の特定教育・保育施設等に在籍している3歳以上児の給食費を補助することにより、教育・保育給付認定保護者等の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)第7条第4項に規定する施設ならびに法第7条第10項第2号に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)をいう。
  - (2) 教育・保育給付認定保護者等 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定子どもの扶養義務者および法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者又は施設等利用給付認定子どもの扶養義務者
  - (3) 給食費 主食および副食(おやつ代を含む。)にかかる食材料費
- (補助の対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる教育・保育給付認定保護者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町外の特定教育・保育施設等に在籍している3歳以上児(町内に住所を有しているものに限る。)がいる教育・保育給付認定保護者等
- (2) 前号に掲げる3歳以上児の主食費ならびに副食費を納めている教育・保育給付認定保護者等

### (補助金の額)

第4条 補助金の上限額は、町外の特定教育・保育施設等に在籍する3歳以上児一人あたりに対し、次の各号に定めるところによる。ただし、主食費ならびに副食費が上限額に満たない場合は、特定教育・保育施設等が定めた実費徴収額とする。

- (1) 九重町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)第13条第4項第3号ア、イに規定する者

主食費 3,000円

- (2) 上記以外の者

主食費 3,000円 副食費 4,500円

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、九重町特定教育・保育施設等利用者給食費補助金交付申請書（様式第1号）、幼稚園に在籍する児の保護者においては（様式第2号）に申請日の属する年度の当該特定教育・保育施設等における月ごとの主食費ならびに副食費が記載された領収書等を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町と受領委任払い契約を締結した特定教育・保育施設等に在籍し、補助対象者が特定教育・保育施設等利用者給食費補助金代理受領委任状（様式第3号）により当該補助金の受領に関する権限を委任した場合においては、委任を受けた特定教育・保育施設等が補助対象者に代わって申請することが出来るものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、必要な調査を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、九重町特定教育・保育施設等利用者給食費補助金交付可否決定通知書（様式第4号）（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の決定通知書により決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、決定通知書の写しを添えて九重町特定教育・保育施設等利用者給食費補助金請求書（様式第5号）により町長に補助金の請求を行うものとする。

（届出）

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（1）特定教育・保育施設等の利用を中止または中断するとき。

（2）第3条各号に掲げる補助の要件に変更が生じたとき。

（廃止又は変更）

第9条 町長は、前条の届出があったとき、又はその事実が判明したときは、補助金の交付決定を廃止し、又はその内容を変更するとともに、九重町特定教育・保育施設等利用者給食費補助金交付決定変更・廃止通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 町長は、補助対象者が申請書類に虚偽の記載をしたとき、その他不正に補助金の交付を受けたものと認めるときは、当該決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。